

モリマーグループは、互いの違いを認め合い、信頼に根ざした協働によって、一人ひとりが自分らしく力を発揮できる組織をめざしています。この歩みは、世代を越えて継承され、仲間との絆によって築かれてきました。今では国内外の多様なバックグラウンドを持つ仲間が「One MOLYMER」として結ばれ、共に挑戦を続けています。

私たちが提供する製品群は、暮らしの質を高め、健やかな日々を支えるものであり、常に「人の暮らしと尊厳に寄り添う視点」を大切にしています。モリマーグループにとって、人の尊厳を守ることは、すべての事業活動の基盤であり、信頼される企業文化を育む原動力です。

私たちはこれからも、国際的な人権原則(UNGPs等)を尊重し、人を大切にする経営を通じて、従業員・取引先・顧客・地域社会を含むステークホルダーと共に持続可能で公正な社会づくりに貢献してまいります。

第1条 人権尊重の明確なコミットメント

モリマーグループは、すべての人の尊厳と権利が守られることを、企業活動の根本的な原則とします。私たちは、国籍、人種または民族的出自、性別、年齢、宗教、障がいの有無、性的指向、ジェンダー・アイデンティティ、文化的背景等にかかわらず、互いの違いを尊重し、これらの属性を理由とする差別・ハラスメントを禁止し、公平かつ公正な機会の提供に努めます。また、すべての従業員が心身ともに健康で安全に働けるよう、労働環境の確保に努めるとともに、一人ひとりが尊重され、誇りを持って力を発揮できる職場文化を育んでいきます。この姿勢を、モリマーグループ各社およびその取引関係を含むサプライチェーンにも広げ、共に持続可能な社会の実現に貢献していきます。

この理念の実現に向けて、私たちは制度と行動を継続的に改善・充実させ、人権デュー・ディリジェンスを通じて実効性のある取り組みを進めてまいります。

第2条 適用範囲

本方針は、モリマーグループのすべての役員・従業員(正社員、契約社員、派遣社員を含む)に適用されます。また、当グループの製品・サービスに関わる取引先、協力会社、サプライヤーなどの事業関係者に対しても、本方針の趣旨をご理解いただき、人権を尊重する取り組みに共に努めていただくことを期待します。M&A 等により多様な制度や文化を持つグループ各社においても、その多様性を尊重しながら、本方針を共通の原則として浸透させていきます。

第3条 準拠する基準

モリマーグループは、ILO 中核条約および日本の労働関係法令を遵守するとともに、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(UNGPs)、OECD 多国籍企業行動指針、ISO26000 等の国際規範を尊重し、人権尊重を事業活動の基本とします。差別の禁止、ハラスメントの防止、安全で健康的な職場環境の確保は、企業としての基本的責任です。

モリマーグループは、従業員、取引先、顧客、地域社会を含む具体的な人権課題に対し、重大な人権リスクを特定し、優先的に対応します。その上で、人権デュー・ディリジェンスを通じて改善を重ねながら、継続的に防止・是正・救済に努めます。その取り組みの進捗や成果については、適切に開示し、社会に対して説明責任を果たしていきます。

第4条 優先的に取り組む人権課題

モリマーグループは、自社の事業活動において影響を及ぼす可能性が高い人権課題を把握し、以下の領域を重点的に取り組むべき課題として位置づけ、着実に対応を進めてまいります。

(1) 職場におけるハラスメントの防止

従業員一人ひとりの尊厳を守るため、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等、あらゆる形態のハラスメントを防止する取り組みを推進します。

(2) 労働安全衛生と過重労働の防止

工場や製造現場を含む全職場において、心身の健康と安全が確保されるように、作業環境や労働時間の適正管理を徹底します。

(3) 多様な人材への公平かつ公正な処遇

国籍・文化・言語・性別などの違いに配慮し、不利益や差別を生じさせない環境づくりを進めます。

(4) サプライチェーンにおける人権リスクへの対応

協力会社・委託先等においても、強制労働や劣悪な労働環境などのリスクに対し、理解を促し、是正に向けた協働を進めます。

(5) 強制労働・児童労働の排除

強制労働、奴隷的労働、児童労働を一切容認せず、自社およびサプライチェーンにおいてもこれらを排除する取り組みを継続的に推進します。

(6) 個人情報・プライバシーの権利の保護

従業員の評価・勤怠・健康・相談内容などの個人情報について、紙媒体を含むすべての形式で適切に管理し、不当な閲覧や外部流出を防ぎます。本人の尊厳や信頼を損なうことのないよう、管理体制を継続的に整備します。

これらの人権課題は、事業内容・地域・対象者の状況に応じて継続的に見直し、実効性ある改善活動を進めてまいります。

第5条 人権デュー・ディリジェンス

モリマーグループは、自社およびグループ会社における人権リスクを特定・評価し、予防・軽減措置の実施とその効果検証を行うとともに、関係者との対話を通じて継続的な改善を進めます。

人権デュー・ディリジェンスの取り組みは、優先度の高い領域から着実に実施し、必要に応じて見直しと改善を図ってまいります。

第6条 推進体制

モリマーグループは、人権尊重を全社的に推進するため、日本モリマーを含む各グループ会社において適切な責任者を設け、関係部門と連携できる体制づくりを進めます。

各社の自律性と現場の実情を尊重しながら、可能なところから体制を整備し、着実に強化してまいります。

第7条 教育・啓発

モリマーグループは、人権リスクの理解と予防に向けて、全役員・従業員・関係者に対する研修・情報発信を計画的かつ継続的に実施します。必要に応じて、ハラスメント防止、安全衛生、差別防止等に関するテーマ別・階層別の教育機会を設け、理解と実践の浸透に努めます。

第8条 相談・通報・救済

モリマーグループは、人権侵害の懸念や被害に対応するため、相談・通報を受け付ける仕組みの導入を検討し、順次体制を整えてまいります。運用にあたっては、匿名性や報復防止に十分配慮し、必要に応じて外部窓口の活用も視野に入れます。相談・通報に基づき確認された事案については、被害を受けた方への適切な救済措置を講じるとともに、再発防止に努めます。利用しやすい環境づくりを通じて、早期対応と再発防止につなげていきます。

第9条 ステークホルダーとの協働

モリマーグループは、サプライヤー、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの対話を重視し、人権尊重を共に推進する協働の枠組みを築きます。持続可能で責任あるバリューチェーンの実現に向けて、課題解決に取り組み、信頼関係を深めてまいります。

第10条 トップの関与と継続的改善

モリマーグループは、経営層のリーダーシップのもと、人権尊重の方針がすべての事業活動に浸透するよう努めます。方針や取組状況は、少なくとも年1回以上定期的に見直し、社会状況、法規制や国際規範の変化、そしてステークホルダーの声を踏まえて、継続的な改善を図ってまいります。

第11条 社内外への公開と周知

モリマーグループは、本方針を社内外に公開し、理解促進のために必要な言語や手段を用いて、計画的かつ実効的に周知してまいります。現場の状況や伝達手段の多様性に配慮しながら、徹底と柔軟性を両立させた運用を行います。

第12条 見直しと継続性

モリマーグループは、人権リスクや社会環境の変化、関係者の声などを踏まえ、本方針の見直しと継続的な改善に努めます。少なくとも年1回以上レビューを行い、必要に応じて関連会議の場で検討を重ね、実態に合った改訂を行ってまいります。
改訂内容については、適切に社内外へ周知します。

2025年10月1日制定

日本モリマー株式会社

代表取締役社長 兼 グループ CEO

森 修平